

令和3年度 沖縄県妊娠期からのつながるしくみ検討事業業務委託企画提案審査会実施要領

1. 事業の趣旨

市町村による「母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）」の設置に向け、子育て家庭と支援機関及び支援機関同士がつながるしくみを検討し、支援が必要な親子に妊娠期から子育て期まで切れ目なく必要な支援が届くことを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名：「令和3年度 沖縄県妊娠期からのつながるしくみ検討事業」に係る業務委託

(2) 期 間： 契約締結の日～令和4年3月31日

(3) 業務の内容

別添「令和3年度 沖縄県妊娠期からのつながるしくみ検討事業」業務委託企画提案仕様書（以下、「企画提案仕様書」という。）のとおり。

3. 主催及び連絡先

(1) 主催 沖縄県

(2) 連絡先 沖縄県保健医療部 地域保健課母子保健班 担当：外間（ほかも）

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

電話：098-866-2215 FAX：098-866-2241

e-mail：hokammi@pref.okinawa.lg.jp

4. 提案上限額

5,100千円以内（消費税及び地方消費税含む）

この金額は別途定める令和3年度沖縄県妊娠期からのつながるしくみ検討事業業務委託企画提案審査会（以下、「審査会」という。）のために提示した金額であり契約金額ではない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定により、本公募に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。また、同条第2項各号に該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していない者でないこと。

(2) 本業務を確実に履行することができる体制が確保されていること。

(3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団体又は暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手形開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 沖縄県内に事務所を設置していること。コンソーシアムで提案を行う場合は、構成員のうち1者以上がこの要件を満たし、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせ

に円滑に対応できる体制を有すること。

(6) コンソーシアムの場合は、構成員で協定を締結すること。

(7) コンソーシアムの場合は、管理法人を1社置くものとし、代表法人が応募する者とする。

(8) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となることはできない。また、コンソーシアムの構成員は、法人単体で応募することはできない。

(9) コンソーシアムの場合は、構成員全員が(1)から(4)の要件を満たすこと。

※地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき

三 落札者が契約を締結すること又は契約書が履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

六 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

5. 今後のスケジュール等について

※各期間の事務取扱については、沖縄県の休日定める条例(平成3年沖縄県上程第15号)第1条に規定する県の休日を除き、時間帯は午前9:00～午後5:00までとする。

(1) スケジュール(予定)

①質問事項受付締切 : 令和3年6月7日(月) ※12時必着

②参加申込締切 : 令和3年6月9日(水) ※17時必着

②企画提案書類提出 : 令和3年6月14日(月) ※12時必着

③審査(書類審査のみ) : 令和3年6月15日(火)～6月18日(金)の間で実施予定

⑤審査結果の送付 : 令和3年6月18日(金)～6月22日(火)の間で送付予定

(2) 審査会参加に係る各種様式、企画提案仕様書等の請求

①様式等の請求 沖縄県のホームページよりダウンロード

②掲載期間 公募の日～令和3年6月14日(月) 予定(15日間)

(3) 参加申込方法

審査会に参加を希望する者は、次のとおり申し込むこと。

- ①提出期限：公募の日から令和2年6月9日（水）17時まで（必着）
- ②提出書類：（様式1）審査会参加申込書
- ③提出場所：沖縄県保健医療部地域保健課
- ④提出方法：持参、郵送、FAXにより受け付ける。

※FAXで提出する場合は、必ず電話で受信確認を行うこと。

(4) 質問及び回答

本実施要領及び企画提案仕様書、様式について質問のある者は、次のとおり行うこと。

- ①提出期限：公募の日から令和2年6月7日（月）12時まで（必着）
- ②提出書類：（様式2）「質問書」
- ③提出場所：沖縄県保健医療部 地域保健課母子保健班（県庁3階）
- ④提出方法：上記③へ持参、郵送、FAXにより提出すること。

※FAXで提出する場合は、必ず電話で受信確認を行うこと。

- ⑤回答方法：期限内の全ての質問事項に対する回答は、都度、参加申し込みのあった者全員にFAX等で回答する。

(5) 企画提案書の提出

参加者は、次のとおり、企画提案書類を作成し、持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は書留郵便で行うこと。

①企画提案書類

ア. 審査会応募申請書（様式3）

イ. 企画提案書

※企画提案書の作成にあたっては、6. 企画提案書の様式を参照

ウ. 会社概要（様式4）

エ. 業務実績（様式5）

オ. 事業実施に係る組織体制

※コンソーシアムの場合は会社ごとの担当区分・責任者が業務ごとに明確にわかること

カ. 委託業務見積書（様式6）

キ. 提案内容説明資料（様式7）

（企画提案書の概要を記載する）

ク. 委託業務年間スケジュール

ケ. 誓約書（様式8）

コ. コンソーシアム構成書（様式9）（コンソーシアムの場合のみ）

サ. 委任状（様式10）（コンソーシアムの場合のみ）

上記イ、オ、クについては任意の様式により作成すること。

②提出期限 令和2年6月14日（月） 12時必着

③提出場所 沖縄県保健医療部地域保健課

企画提案書は上記へ持参又は書留郵送により提出すること。

④提出部数 アは1部

・イ～サは各6部 1セットとして、ステイプラーで綴ること。

⑤留意事項

ア. 参加申込のなかった者からの企画提案書は受理しない。

イ. 提出期限を越えた場合はいかなる理由であろうと企画提案書は受理しない。

ウ. 一度受理した企画提案書は、これを書き換え、引き換え又は撤回をすることができないものとする。

⑥県からの疑義照会

期限までに提出のあった企画提案について、後日県から疑義照会を行うことがある。

(6) 審査結果の通知

令和3年6月18日（金）～22日（火）（予定）

(7) 契約の締結

令和3年6月末（予定）

6. 企画提案書の様式

(1) 企画提案書の形式

A4判縦書き・横書きを基本とし、必要に応じA4版横置き・横書きを可とする。

なお、企画提案書の記載にあたっては、理解を容易にするため、イラスト、イメージ図等をA3版にして折り込む等必要に応じて使用してもかまわない。

(2) 企画提案書の枚数制限

企画提案書は、20ページを上限とする。

(3) 企画提案書の提出部数等

提出部数は、紙媒体6部（片面印刷とし、うち1部は綴じないこと）とする。

なお、提出する企画提案書は1案に限る。

(4) 企画提案書に記載する内容

記 載 項 目	説 明
事業に対する考え方	仕様書4に記載された業務内容についてどのような考えを持って進めていくかを記載

②各研修についての内容	仕様書4に記載された各研修内容の実施方法について記載。 ※新型コロナウイルス感染症対策について講じられていること
③母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）設置促進と連携強化について	仕様書4に記載された母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）の各市町村における設置促進及び連携強化の内容及び実施方法について記載。
④本業務で特に注力する内容について	仕様書4に記載された業務内容で、提案者が特に優先して実施する内容を記載。
⑤その他自主提案	その他提案者が本事業で実施したいこと

7. 企画提案書と同時に提出を求める応募書類

(1) 審査会応募申請書（様式3）1部

(2) 会社概要（様式4）

会社名、代表者名、

所在地（郵便番号、住所、電話番号、FAX番号、ホームページURL）

設立年月日、事業概要

※定款、過去1年間の決算書について添付すること

(3) 業務実績（様式5）

（受託団体名、契約名称、受託年度、契約期間、受託額、概要を記載し、業務名及び相手方が分かる契約書表紙の写し等を添付すること）

(4) 事業運営にかかる組織体制

本事業を統括し、本県との窓口となる責任者を設置すること。

本事業に従事する担当者について、役割、担当者人数、所属、実務経験年数、保持資格名、これまでの行政機関等における業務経験等を記載すること。

(5) 委託業務見積書（様式6）

人件費の単価、事業費の内訳（単価）、税額、合計について可能な限り詳細に記載すること。

8. 企画提案書の審査方法・契約

(1) 企画提案書の審査

企画提案書については、審査会で審査し、第1位及び以降の順位を決定する。

評価にあたり、必要がある場合は参加者に対して、質問またはプレゼンテーションを

求めることがある。

(2) 審査結果の通知

結果については全ての企画提案者に対し、文書で通知する。

なお、審査の内容及び経過については公表しないこととし、また個別の問い合わせにも応じない。

(3) 委託契約

委託契約は、第1位に選定された者と交渉の上締結する。ただし、沖縄県と第1位選定者間の契約交渉が不調の場合は、次順位以降の者を繰り上げて、その者と交渉するものとする。

9. その他

(1) 提案する企画提案書は1案に限る。

(2) 事業の実施にあたっては、沖縄県と随時内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容全てを保障するものではない。

(3) 企画提案書類の作成及び提出に要する経費やプレゼンテーションに参加する経費等については提案者の負担とし、提出書類等については返却しない。

(4) 委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。

(5) 採否に関する異議申し立て等は受け付けない。

(6) 企画提案書等の書類は、審査以外の目的に使用しない。

(7) 提出された企画提案書は、原則として公表しないものとするが、選定の公正性、透明性、客観性を明らかにするため、公表することがある。

(8) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(9) 以下のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

①提出期限を過ぎて提出書類が出された場合

②提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

③本要領に違反すると認められる場合

④審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合

⑤その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

(10) 検討すべき事項が生じた場合は、沖縄県保健医療部地域保健課と受託業者とで別途協議して決めることとする。

※ 沖縄県財務規則第101条第2項

(契約保証金)

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又

は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 令第 167 条の 5 及び令第 167 条の 11 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 箇年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。